

昭和四十七年政令第三百八十八号

労働安全衛生法施行令
内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アセチレン溶接装置 アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

二 ガス集合溶接装置 ガス集合装置（十以上の可燃性ガス（別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいう。）、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が○・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ロ ゲージ圧力○・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が○・〇〇〇三立方メートル以下のもとの内径が二十五ミリメートル以下の蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が○・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内径が二十五ミリメートル以下のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

二 ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内径が二十五ミリメートル以下のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇二以下のもの

ヘ 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇二以下のもの

ロ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの

ロ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ハ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上的U形立管を蒸気部に取り付けたもの

二 ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内径が七立方メートル以下のものに限る。）

（定義）この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アセチレン溶接装置 アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

二 ガス集合溶接装置 ガス集合装置（十以上の可燃性ガス（別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいいう。）、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が○・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ロ ゲージ圧力○・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が○・〇〇〇三立方メートル以下のもとの内径が二十五ミリメートル以下の蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が○・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二十五ミリメートル以下のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の貫流ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇二以下のもの

ヘ 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇二以下のもの

ロ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの

ロ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ハ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上的U形立管を蒸気部に取り付けたもの

二 ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内径が七立方メートル以下のものに限る。）

五 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する容器で、内容積が○・〇四立方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇四以下の容器を除く。）をいう。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

イ 容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 内の圧力が大気圧を超えるものの又は胴の内径が五百ミリメートル以下のもとの又は胴の内径が五百ミリメートル以下のもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

イ 容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 内の圧力が大気圧を超えるものの又は胴の内径が五百ミリメートル以下のもとの又は胴の内径が五百ミリメートル以下のもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

イ 容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ハ 移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。

九 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安

全法（昭和八年法律第十一号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が一平方メートル以下又はその天井の高さが一・二メートル以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。

十 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が八十度未満のスキップホイストを除く。）をいう。

十一 ゴンドラ つり足場及び昇降装置その他の装置並びにこれらに附属する物により構成され、当該つり足場の作業床が専用の昇降装置により上昇し、又は下降する設備をいう。

（総括）安全管理責任者を選任すべき事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

第一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人

第二 製造業（物の加工業を含む。）電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

（安全管理責任者を選任すべき事業場）

第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げ

る業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。

(衛生管理者を選任すべき事業場)

第四条 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

第五条 (産業医を選任すべき事業場)
法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一 高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。)

二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

三次のいずれかに該当する機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原本又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう)若しくは運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附屬する物により構成され、建設物における原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。)の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業

四 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業

五 別表第二第一号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発射させる装置(同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。)を使用するものを除く。)

六 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携常用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

九 携用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうちに自動送材車式帶のこ盤が含まれている場合には、三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業

十 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業

十一 別表第二第一号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発射させる装置(同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。)を使用するものを除く。)

十二 電気炉(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が十キログラム以上とのものに限る。)

十三 挖削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第十一号に掲げる作業を除く。)

十四 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

十五 の二、ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第十一条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うもの除く。)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

十六 の三、ずい道等の覆工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の工をいう。)の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業

部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業

十一 挖削面の高さが二メートル以上となる採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削の作業(ばら物の荷を除く。)の組立て又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるもの除く。)

十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の組立て又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるもの除く。)の組立て又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるもの除く。)

十三 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶(船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの(五百十トン未満のものに限る。)のうち厚生労働省令で定めるものを含む。)において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

十四 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

十五 の二、建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上あるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業

十六 の三、橋梁(りょう)の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業

十七 の四、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第七号に規定する軒の高さが五メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業

十八 の五、コンクリート造の工作物(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業

十九 の六、橋梁(りょう)の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業

二十 の七、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十一 の八、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十二 の九、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十三 の十、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十四 の十一、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十五 の十二、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十六 の十三、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十七 の十四、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十八 の十五、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

二十九 の十六、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

三十 の十七、第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業

該有機溶剤を當該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を下「石綿等」という。)を製造する作業若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿分析用試料等」という。)を製造する作業

(統括安全衛生責任者を選任すべき業種等)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める業種は、造船業とする。

2 法第十五条第一項ただし書及び第三項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 ザイ道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事(作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令で定める場所において行われるものに限る。)又は圧気工法による作業を行う仕事 常時三十人

二 前号に掲げる仕事以外の仕事 常時五十人

(安全委員会を設けるべき事業場)

第八条 法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、

機械修理業並びに清掃業 五十人

二 第二条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。)百人

(衛生委員会を設けるべき事業場)

第九条 法第十八条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

(法第十五条の二第一項の政令で定める仕事)

第九条の二 法第十五条の二第一項の政令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 ザイ道等の建設の仕事で、出入口からの距離が千メートル以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが五十メートル以上となるたて坑(通路として用いられるものに限る。)の掘削を伴うもの

二 圧気工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力〇・一メガパスカル以上で行うこととなるもの

(法第三十一条の二の政令で定める設備)

第九条の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。

一 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシンクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の一引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶解装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)及びその附属設備

二 特定化学設備(別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。第十五条第三十三条规定の政令で定める機械等)

一 つり上げ荷重(クレーン)(移動式クレーンを除く。以下同じ。)、移動式クレーン又はデリットン以上の移動式クレーン

二 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの

三 不整地運搬車

四 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)が一メートル以上の高所作業車

(法第三十四条の政令で定める建築物)

第十一条 法第三十四条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

(特定機械等)

第十二条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

一 ボイラ(小型ボイラ並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の適用を受けるものを除く。)

二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受けける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)の適用を受けるものを除く。)

三 つり上げ荷重が三トン以上(スタッカ式クレーン)

四 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン

五 積載荷重(エレベーター)(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ。)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの機器に人又は荷をのせて上昇させることができ最大的荷重をいう。以下同じ。)が一トン以上のエレベーター

七 ガイドレール(昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。)の高さが十八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。次条第三項第十八号において同じ。)

八 ゴンドラ

2 法別表第一第二号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるもの)を除く。)とする。

2 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受けれる船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス保安法又はガス事業法の適用を受けることを除く。)とする。

一 アセチレン溶解装置のアセチレン発生器

二 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い

三 手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置

四 アセチレン溶解装置又はガス集合溶接装置の安全器

五 活線作業用装置(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては六百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)

六 活線作業用器具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)

七 絶縁用防護具(対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。)

八 フォークリフト

- 九 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
- 十 型わく支保工用のパイプサポート、補助サポート及びウイニングサポート
- 十一 別表第八に掲げる钢管足場用の部材及び附属金具
- 十二 つり足場用のつりチエーン及びつりわく
- 十三 合板足場板（アピトン又はカボールをフェノール樹脂等により接着したものに限る。）
- 十四 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満（スタッカ式クレーンにあつては、〇・五トン以上一トン未満）のクレーン
- 十五 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満の移動式クレーン
- 十六 つり上げ荷重が〇・五トン以上二トン未満（デリック）
- 十七 積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーター
- 十八 ガイドレールの高さが十メートル以上十八メートル未満の建設用リフト
- 十九 積載荷重が〇・二五トン以上の簡易リフト
- 二十 再圧室
- 二十一 潜水器
- 二十二 波高値による定格管電圧が十キロボルト以上のエツクス線装置（エツクス線又はエツクス線装置の研究又は教育のため、使用のつど組み立てるもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）
- 二十三 ガンマ線照射装置（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）
- 二十四 紡績機械及び製綿機械で、ビーテー、シリンドラー等の回転体を有するもの
- 二十五 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからへままでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）
- 二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパascal以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパascalで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス電気事業法、高压ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）
- 二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）
- 二十八 墜落制止用器具
- 二十九 チエーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上ものに限る。）
- 三十 ショベルローダー
- 三十一 フォーカローダー
- 三十二 ストロードリキャリヤー
- 三十三 不整地運搬車
- 三十四 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車
- 4 法別表第二に掲げる機械等には、本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等を含まないものとする。
- 5 次の表の上欄に掲げる機械等には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械等を含まないものとする。

法別表第二第三号に掲げる小型船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる小型ボイラー及び電気機械器具	ボイラー
法別表第二第六号に掲げる防爆船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる防爆構造電気機械器具	構造電気機械器具
法別表第二第八号に掲げる防じん過材又は面体を有していない防じんマスク	マスク
法別表第二第九号に掲げる防毒ハロゲンガス用又は有機ガス用防毒マスクその他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒マスク	マスク
法別表第二第十三号に掲げる絶縁用保護具	保護具
法別表第二第十四号に掲げる絶縁用防具	防具
法別表第二第十五号に掲げる保護帽	保護帽
（個別検定を受けるべき機械等）	
第十四条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。	
一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの	
二 第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）	
三 小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）	
四 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高压ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）	
（型式検定を受けるべき機械等）	
第十四条の二 法第四十四条の二第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。	
一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの	
二 プレス機械又はシャーの安全装置	
三 防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）	
四 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置	
五 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）	
六 防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。）	
七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの	
八 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの	
九 交流アーケン溶接機用自動電擊防止装置	
十 絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）	
十一 絶縁用防具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。）	
十二 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。）	
十三 電動ファン付き呼吸用保護具	

(定期に自主検査を行うべき機械等)

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

- 一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等
- 二 動力により駆動されるプレス機械
- 三 動力により駆動されるシヤー
- 四 動力により駆動される遠心機械
- 五 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備
- 六 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置（これらの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）
- 七 乾燥設備及びその附属設備
- 八 動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）
- 九 局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの
- 十 特定化学設備及びその附属設備
- 十一 ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの
- 十二 法第四十五条第二項の政令で定める機械等は、第十三条第三項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。
- 十三 法第五十三条第二項第四号の検査のたび（登録製造時等検査機関等の登録の有効期間）

第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用の負担）

第十五条の三 法第五十三条第三項の政令で定める費用は、法第五十三条第二項第四号の検査のため同号の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、厚生労働省令で定める。

- 2 前項の規定は、法第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて法第五十三条第三項の規定を準用する場合について準用する。
- （製造等が禁止される有害物等）

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 黄りんマツチ
- 二 ベンジン及びその塩
- 三 四アミノジフェニル及びその塩
- 四 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）
 - イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿
 - ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿
 - ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
- 五 四一ニトロジフェニル及びその塩
- 六 ビス（クロロメチル）エーテル
- 七 ベーターナフチルアルアミン及びその塩
- 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の五バーセントを超えるもの
- 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他物

2 法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県

- 二 労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四号）第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならないこと。
- 三 厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用すること。

第十七条 法第五十六条第一項の政令で定める物は、別表第三第一号に掲げる第一類物質及び石綿（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

（分析用試料等とする。）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンクスタン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）
- 二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物
- 二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

第十八条の三 法第五十七条の四第一項の政令で定める化学物質は、次のとおりとする。

（法第五十七条の四第一項の政令で定める化学物質）

第十八条の四 法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合は、同項に規定する新規化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者が、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業場における一年間の製造量又は輸入量（当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量）が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つて当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときとする。

（法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査）

- 一 経口投与等の方針により行うがん原性の調査とする。
- 二 経皮投与等の方針により行うがん原性の調査とする。
- 三 職長等の教育を行うべき業種

第十八条の五 法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査は、実験動物を用いて吸入投与、経皮投与等の方針により行うがん原性の調査とする。

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 建設業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
 - ロ 織維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の織維製品製造業

二 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）
 本 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
 三 電気業
 四 ガス業
 五 自動車整備業
 六 機械修理業

（就業制限に係る業務）

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。
 一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務

二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

三 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四 前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周縫手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務

五 ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

六 脳の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラーハ

七 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラーハ

八 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラーハ

九 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラーハ（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

十 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラーハ

十一 伝熱面積が三平方メートル以下の温水ボイラーハ

十二 伝熱面積が三平方メートル以下の貫流ボイラーハ（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

十三 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラーハ

十四 伝熱面積が三平方メートル以下の温水ボイラーハ

十五 伝熱面積が三平方メートル以下の貫流ボイラーハ

十六 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラーハ

十七 伝熱面積が三平方メートル以下の温水ボイラーハ

十八 伝熱面積が三平方メートル以下の貫流ボイラーハ

十九 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラーハ

二十 伝熱面積が三平方メートル以下の温水ボイラーハ

二十一 伝熱面積が三平方メートル以下の貫流ボイラーハ

二十二 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラーハ

二十三 伝熱面積が三平方メートル以下の温水ボイラーハ

二十四 伝熱面積が三平方メートル以下の貫流ボイラーハ

二十五 作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

二十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

（作業環境測定を行なうべき作業場）

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

四 中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。）を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの

五 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号34の2に掲げる物及び同号3

六 7に掲げる物で同号34の2に係るもの）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号3の3、1の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るもの）を製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行う

七 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔壁室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

八 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場

九 別表第六の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

十 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るもの）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るもの）を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十一 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔壁室におけるものを除く。）

十二 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔壁室におけるものを除く。）

十三 別表第六の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業

十四 別表第六の2に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二

- 十二号に係るものを製造する事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で十二号若しくは第十六号に係るもの
- を鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の三、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二
- 若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十四号の三、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二
- 二号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。) 又は石綿等の製造若しくは取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。
- 一 ベンジン及びその塩
一の二 ピス(クロロメチル)エーテル
- 二 ベーターナフチルアミン及びその塩
- 三 ジクロルベンジン及びその塩
- 四 アルファーナフチルアミン及びその塩
オルトートリジン及びその塩
- 五 ジアニシジン及びその塩
ベリウム及びその化合物
- 六 ベンゾトリクロリド
インジウム化合物
- 七 エチルベンゼン
- 八 エチレンイミン
塩化ビニル
- 九 オーラミン
オルトートルイジン
- 十 クロム酸及びその塩
クロロメチルエーテル
- 十一 クロム酸及びその塩
コバルト及びその無機化合物
- 十二 クロム酸及びその塩
コールタール
- 十三 クロロメチルエーテル
酸化プロピレン
- 十四 クロロメチルエーテル
コバルト及びその無機化合物
- 十五 クロロメチルエーテル
重クロム酸及びその塩
- 十六 クロロメタン(別名二塩化メチレン)
ナフタレン
- 十七 ニッケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 十八 ニッケルカルボニル
- 十九 パラジメチルアミノアズベンゼン
二十九の二 硫素及びその化合物(アルシン及び硫化ガリウムを除く。)
- 二十 ベーターピオラクトン
二十一 ベンゼン
二十二 マゼンタ
二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する物の量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
- 二十四 第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 二十五 法第六十六条第一項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

二十四 第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

二十三 法第六十六条第三項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

第二十三条 法第六十七条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 ベンジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

二 ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

三 粉じん作業(じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)) 第二条第一項第三号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務

四 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)

五 無機硫酸化合物(アルシン及び硫酸ガリウムを除く。)を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の三パーセントを超えて含有する鉱石をボット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務

六 コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)

七 ピス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

八 ベリウム及びその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)

九 ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る。)

十 塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務

十一 石綿等の製造又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

十二 ダニシジン及びその塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

十三 一・二ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。)

十四 オルトートルイジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

(登録教習機関の登録の有効期間)

第二十三条の一 法第七十七条第四項の政令で定める期間は、五年とする。

二十四 法第八十八条第三項の政令で定める業種は、土石採取業とする。

(法第一百一条の政令で定める工作物)

二十五 法第一百二条の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

一 電気工作物

二 热供給施設

三 石油パイプライン

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十三条第十四号から第十九号まで、第二十二号及び第二十一号から第三十四号までの規定
昭和四十八年一月一日
一定

二 第十三条第四号及び第二十一号、第二十二条第一号及び第三号、第二十二条第一項第一号、別表第三第三号、別表第四第五号（鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込に係る部分に限る。）、第七号（仕上げの業務に係る部分に限る。）及び第十二号（鉛等の鋳込に係る部分に限る。）並びに別表第八第二号²⁷の規定
昭和四十八年四月一日
（特定機械等の製造等に関する経過措置）

第四条 この政令の施行の際現に第十二条第五号から第七号までに掲げる機械を製造している者については、昭和四十七年十二月三十一日までの間は、法第三十七条第一項の規定は、適用しない。

二 法第三十七条の規定及び法第三十八条第一項の規定（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の規定による検査に相当する検査に係る部分を除く。）

は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受ける第一種圧力容器（高压ガス保安法第四十一条第一項の容器に該当するものを除く。）についても、当分の間、適用する。（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）

第五条 法第四十二条の規定は、適用しない。

一 法別表第二第七号に掲げる機械等又はこの政令第十三条第三項第九号に掲げる機械等で、昭和四十八年四月一日前に製造され、又は輸入されたもの

二 法別表第二第十一号に掲げる機械等及びこの政令第十三条第三項第二号に掲げる機械等（機械研削を行う研削盤の本体に限る。）で、昭和四十六年七月一日前に製造され、又は輸入されたもの

（昭和五十四年六月二十九日までに製造され、又は輸入された化学物質の名称等の公表）

第九条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、昭和五十四年二月二十八日までに製造され、又は輸入された化学物質（同日までに試験研究のため製造され、又は輸入されたものを除く。）の名称等を同年五月三十一日までに、同年三月一日から六月二十九日までの間に製造され、又は輸入された化学物質（同年二月二十八日までに試験研究以外のため製造された化学物質と同一のもの及び同年三月一日から六月二十九日までの間に試験研究のため製造され、又は輸入されたものを除く。）の名称等を同年八月三十一日までに公表するものとする。ただし、次の各号に掲げる化学物質については、この限りでない。

一 元素
二 天然に産出される化学物質

（健康管理手帳の交付に関する経過措置）

第十一条 都道府県労働基準局長は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二十条の業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対し、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

（免許証等の引継ぎ）
第十二条 施行日前に法による改正前の労働基準法（これに基づく命令を含む。）の規定により交付された検査証、免許証その他他の行為を証する書面は、それぞれ法（これに基づく命令を含む。）の相当規定により交付された検査証、免許証その他他の行為を証する書面とみなす。

（技能講習に関する経過措置）

第十三条 次に掲げる技能講習は、それぞれ法第十四条又は第六十一条第一項の技能講習とみなす。

一 施行日前に行なわれた技能講習で、法第十四条又は第六十一条第一項の技能講習に相当するものとして労働省令で定めるもの

二 施行日から一年以内に法第七十六条の規定に準じて行なわれる技能講習、法第十四条又は第六十一条第一項の技能講習に準ずるものとして都道府県労働基準局長が指定するもの

（労働省令への委任）
第十四条 この附則に定めるもののほか、沖縄県の区域における法及びこの政令の施行に関して必要な事項その他必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 （昭和五〇年一月一四日政令第四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十三条の改正規定及び附則第八条の規定 昭和五十一年一月十六日

二 第六条第八号の次に一号を加える改正規定、同条第十八号の改正規定、第十三条に五号を加える改正規定中同条第三十六号から第三十八号までに係る部分、第十四条の改正規定中第十三条第二十三号及び第二十四号に係る部分、第十五条、第二十二条第七号、第二十二条、附則第八条及び別表第一から別表第八までの改正規定並びに次条第二号及び第三号の規定並びに附則第三条第一号、第四条第二号及び第三号並びに第六条の規定 昭和五十一年十月一日

三 第十三条に五号を加える改正規定中同条第三十九号及び第四十号に係る部分、第十四条の改正規定中第十三条第三十九号に係る部分並びに附則第三条第二号及び第四条第四号の規定 昭和五十一年一月一日

（作業主任者に関する経過措置）
第二条 事業者は、次に掲げる作業については、昭和五十二年三月三十一日までの間は、これらの作業の作業主任者を選任することを要しない。

一 改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第五号の二に掲げる作業

二 新令第六条第八号の二に掲げる作業

三 新令第六条第八号、第十八号又は第二十一号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第八号、第十八号又は第二十一号に掲げる作業に該当するものを除く。）

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）
第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

一 新令第十三条第三十六号から第三十八号までに掲げる機械等 昭和五十一年十月一日

二 新令第十三条第三十九号又は第四十号に掲げる機械等 昭和五十一年一月一日

（検定に関する経過措置）
第四条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条第一項の検定を受けることを要しない。

一 新令第十三条第十号又は第十四号から第十六号までに掲げる機械等 昭和五十一年四月一日

二 新令第十三条第二十三号に掲げる機械等 昭和五十一年六月一日

三 新令第十三条第二十四号に掲げる機械等 昭和五十一年十月一日

四 新令第十三条第三十九号に掲げる機械等 昭和五十二年一月一日

（製造の許可に関する経過措置）
第六条 昭和五十一年十月一日において現に新令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3若しくは6に係るものを製造している者については、同日から昭和五十二年三月三十一日までの間は、法第五十六条の規定は、適用しない。その期間内に同条の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)

第八条 都道府県労働基準局長は、昭和五十年一月十六日前に新令第二十三条第四号から第六号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対しても、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十年八月一日)から施行する。ただし、附則第八条の規定(労働安全衛生法施行令第二十一条の見出しを改める部分を除く。)は、法附則第四条のうち労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月七日政令第一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和五十一年一月十六日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)別表第三第一号⁷に掲げる物又は同号⁸に掲げる物に係るもの(以下「ベンゾトリクロリド等」という。)に係る新令第六条第十八条号の作業については、昭和五十二年九月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 この政令は、昭和五十年四月一日において現にベンゾトリクロリド等を製造している者については、同日から昭和五十二年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十六条の規定は、適用しない。その期間内に同条第一項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(製造の許可に関する経過措置)

第四条 ベンゾトリクロリド等で、昭和五十一年四月一日において現に存するものについては、同年九月三十日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

第五条 都道府県労働基準局長は、昭和五十一年一月十六日前に新令第二十三条第七号から第十号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対して、労働省令で定めるところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五一年二月七日政令第二〇号) 抄

1 この政令は、昭和五十一年二月二十一日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月七日政令第一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十五号の二に掲げる作業については、昭和五十四年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)

第三条 新令第十三条第四十二号から第四十四号までに掲げる機械等で、昭和五十四年一月一日以前に製造され、又は輸入されたものについては、改正法による改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

(検定に関する経過措置)

第四条 新令第十四条に規定する機械等で、改正法による改正前の労働安全衛生法(以下「旧法」という。)第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条第一項の規定による個別検定に合格したものとみなす。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第一号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六条第一号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置)

第三条 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(以下「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

(型式検定に関する経過措置)

第四条 新令第十三条第十二号に掲げる機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもので、昭和五十四年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条第一項の型式検定を受けることを要しない。

(製造等の禁止に関する経過措置)

第五条 昭和五十二年四月一日前に旧令第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、輸入し、又は使用するために同条第二項第一号の規定により都道府県労働基準局長に届出書を提出した者は、当該提出した届出書に係る当該物の製造、輸入又は使用について新令第十六条第二項第一号の都道府県労働局長の許可を受けたものとみなす。

(就業制限に関する経過措置)

第六条 事業者は、新令第二十条第九号に掲げる業務(旧令第二十条第九号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、法第六十一条第一項の規定にかかるらず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができる。

附 則 (昭和五一年一月五日政令第三〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 第十三条に三号を加える改正規定及び附則第三条の規定昭和五十四年一月一日

一 第十五条第一号の改正規定昭和五十三年四月一日

二 第十三条に三号を加える改正規定及び附則第三条に一部を改正する法律(以下「改正法」という。)第一条の規定(労働安全衛生法第四十五条に三項を加える改正規定のうち同条第二項に係る部分に限る。)の施行の日

第三条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十五号の二に掲げる作業については、昭和五十四年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第四条 新令第十四条第二項の規定により付された表示で、新令第十四条に規定する機械等に付されたものは、新法第四十四条第三項の規定により付された表示とみなす。

第五条 新令第十四条の二に規定する機械等で、旧法第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条の二第一項の規定による型式検定に合格した型式の機械等とみなす。

第六条 旧法第四十四条第二項の規定により付された表示で、新令第十四条の二に規定する機械等に付されたものは、新法第四十四条第三項の規定により付された表示とみなす。

第七条 新令第十四条の二に規定する機械等で、旧法第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条の二第四項の規定により付された表示とみなす。

第八条 事業者は、新令第二十条第一号の二に掲げる業務及び同条第十二号に掲げる業務(改正前の労働安全衛生法施行令第二十条第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、昭和五十三年十二月三十一日までの間は、新法第六十一条第一項の規定にかかるらず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、同条第二項の規定は、適用しない。

(技能講習に関する経過措置)

第七条 この政令の施行の日前に行われた技能講習及びこの政令の施行の日から一年以内に行われる技能講習(新令第二十条第十一号の二に掲げる業務又は同条第十二号に掲げる業務(改正前の労働安全衛生法施行令第二十条第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。)に係るものに限り、新法第六十一条第一項の技能講習に準ずるものとして都道府県労働基準局長が指定するもの、同項の技能講習とみなす。)(労働省令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、新法第四十四条の二の規定の施行に関して必要な事項その他改正法第一条の規定(労働安全衛生法第五十七条の次に三条を加える改正規定及び同法第九十三条第三項の改正規定を除く。)の施行に関して必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 (昭和五十三年三月一〇日政令第三三号)

(施行期日) 附 則 (昭和五十三年六月五日政令第二二六号)

第一条 この政令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第二十二号に掲げる作業については、昭和五十五年八月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(名称等の表示に関する経過措置)

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、昭和五十四年二月二十八日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

- 一 新令第十八条第一号の三、第二号の三、第三号の二から第三号の五まで、第五号の二、第七号の二、第七号の三、第八号の二、第九号の五、第十四号の二から第十四号の四まで、第十四号の二、第二十九号の二又は第三十六号の二から第三十六号の四までに掲げる物
- 二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

附 則 (昭和五十四年一月一二日政令第二一号)

この政令は、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の一部の施行の日(昭和五十四年六月三十日)から施行する。ただし、附則第九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月一三日政令第三一号)

(施行期日)

この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年一月一四日政令第二九七号)

(施行期日)

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第七十八号)の施行の日(昭和五十五年十二月二日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条の次に一条を加える改正規定 昭和五十六年六月一日

二 第六条の改正規定(同条第十五号に係る部分に限る。)、第十三条の改正規定、別表第七の次に一表を加える改正規定及び次項の規定 昭和五十七年一月一日

三 第六条の改正規定(同条第十五号に係る部分を除く。) 昭和五十八年六月一日

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置)

改正後の第十三条第二十一号から第二十一号の四までに掲げる機械等(型わく支保工用のパイプサポートを除く。)で、昭和五十七年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、(就業制限に関する経過措置)

1	この政令は、昭和五十七年七月一日から施行する。ただし、第六条第二十一号の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。
2	この政令の施行の日から昭和五十八年三月三十一日までの間における第六条第二十一号の規定の適用については、改正後の別表第六条第九号中「汚水、ペルプ液」とあるのは「汚水」と、「入れてあり、又は入れたことのある」とあるのは「入れてある」と、「槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピット」とあるのは「暗きよ、浄化槽又は污水槽」とする。
附 則 (昭和五八年一二月二六日政令第二七一号)	抄
(施行期日)	この政令は、公布の日から施行する。
第一条	この政令は、昭和五十九年二月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	
第二条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六三年三月二五日政令第二九七号)	抄
(施行期日)	この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	
第二条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六四年一月一二日政令第二九七号)	抄
(施行期日)	この政令は、昭和六十四年三月一日から施行する。ただし、労働安全衛生法改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	
第二条	この政令の施行の日において現に存するものに対する労働安全衛生法施行令第二条の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。
附 則 (昭和六四年三月二〇日政令第三四三号)	抄
(施行期日)	この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、昭和六十四年三月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	
第二条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (昭和六四年三月二〇日政令第三四三号)	抄
(施行期日)	この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。
第一条	この政令は、昭和六十四年三月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	
第二条	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成二年八月三一日政令第二五三号)	抄
(施行期日)	この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、平成四年十月一日から施行する。
第一条	この政令は、平成二年十月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)	
第二条	改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第十三条第二十一号に掲げる機械等(改正前の労働安全衛生法施行令第十三条第二十一号に掲げる機械等に該当するものを除く。)並びに新令第十三条第四十五号及び第四十六号に掲げる機械等で、平成三年十月一日前に本邦において製造され、又は本邦に輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条の規定は、適用しない。
第三条	事業者は、新令第二十条第六号、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる業務(改正前の労働安全衛生法施行令第二十条第六号、第七号及び第十二号に掲げる業務に該当する

ものを除く。)については、平成四年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第六十一条第一項の規定にかかるらず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができ。この場合においては、その者については、同条第二項の規定は適用しない。

附 則 (平成四年七月一五日政令第二四六号)

この政令は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第六条の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年一月二五日政令第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び次条の規定は、平成七年十月一日から施行する。

(金属のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六条第八号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、平成九年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年九月一三日政令第二七一号)

(この政令は、平成八年十月一日から施行する。)

附 則 (平成九年二月一九日政令第二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(個別検定に関する経過措置)

第二条 改正後の第一条第四号ニに掲げるボイラードで製造時等検査に合格したものとみなされたボイラードについては、労働安全衛生法合格したものとみなす。

前項の規定により個別検定に合格したものとみなされたボイラードについては、労働安全衛生法第四十四条第六項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月二九日政令第一六号)

(平成一一年四月一日から施行する。)

附 則 (平成一一年七月二八日政令第二四〇号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

(個別検定に関する経過措置)

第二条 改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第一条第四号に掲げるボイラードに該当するもの(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第一条第四号に掲げるボイラードに該当するものを除く。)又は新令第一条第六号に掲げる容器に該当するもの(旧令第一条第六号に掲げる容器に該当するものを除く。)で、製造時等検査に合格したものとみなす。

前項の規定により個別検定に合格したものとみなされたボイラード又は容器については、労働安全衛生法第四十四条第六項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月三日政令第三九〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前に改正前の労働基準監督機関令、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令、最低賃金審議会令、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法関係手数料令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働金庫法施行令及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する労働大臣又は当該業種に属する事業を所管する大臣の権限の一部を委任する政令の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現に改正前のこれらの政令の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における改正後のこれらの政令の適用については、改正後のこれらの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(その他の経過措置の労働省令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 (平成一二年三月二十四日政令第九三号)

(この政令は、平成十二年四月一日から施行する。)

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(附 則 (平成一二年九月二九日政令第四三八号)

(この政令は、平成十二年十月一日から施行する。)

附 則 (平成一二年三月二八日政令第七八号)

(施行期日) 第二条 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

附 則 (平成一二年三月二八日政令第七八号)

(この政令は、平成十三年五月一日から施行する。)

(作業主任者に関する経過措置)

第三条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十八条に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六条第十八条に掲げる作業に該当するものを除く。)については、平成十五年四月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(名称等の表示に関する経過措置)

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成十三年十月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条规定は、適用しない。

一 新令第十八条第三号の二に掲げる物
二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

(作業環境測定に関する経過措置)

第四条 事業者は、新令第二十二条第七号に掲げる作業場(旧令第二十二条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成十四年四月三十日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

2

全衛生法第四十四条第六項の規定は、適用しない。

附 則 (平成一五年一〇月一六日政令第四五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

第二条 削除**附 则** (平成一五年一二月一九日政令第五三三号) 抄

- 二 前号に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
第三条 既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料等に対する法第五十七条及び第五十七条の二の規定の適用については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)

- 第四条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)

附 则 (平成一八年一〇月二〇日政令第三三一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十六年三月三十一日)から施行する。

(労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 法第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条、第三十八条第一項第一号、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項の規定による指定を受けている者が行うべき法第四条の規定の施行日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対する提出については、なお従前の例による。

附 则

(平成一五年一二月一九日政令第五三五号) 抄

第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 则

(平成一八年一月五日政令第二号) 抄

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 则

(平成一八年八月二日政令第二五七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。

- 第二条** 石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「石綿等」という。)のうち、次の各号に掲げる石綿等の区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物(次項に規定する既存石綿分析用試料等を除く。)であつて、この政令の施行の日において現に使用されているもの(労働安全衛生法施行令第六条第二十三条に規定する石綿分析用試料等を除く。以下「既存石綿含有製品等」という。)については、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十五条の規定は、適用しない。
- 一定は、適用しない。
- 一 アモサイト若しくはクロシンドライト又はこれらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 平成七年四月一日
- 二 石綿(アモサイト及びクロシンドライトを除く。以下この号において同じ。)を含有するこの政令による改正前の労働安全衛生法施行令別表第八の二に掲げる製品であつて、その含有する石綿の重量が該該品の重量の一パーセントを超えるもの 平成十六年十月一日
- 三 前二号に掲げる物以外の石綿等 この政令の施行の日

- 2 前項第一号又は第三号に掲げるもの(労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等を除く。以下「既存石綿分析用試料等」という。)については、法第五十五条の規定は、適用しない。
- 一 石綿の分析のための試料の用に供される物

- 二 前号に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
第三条 既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料等に対する法第五十七条及び第五十七条の二の規定の適用については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)

- 第四条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)

附 则 (平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 则

(平成一九年一月七日政令第二八一号)

(施行期日)

(作業環境測定に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場（改正前の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十一年二月二十八日までの間は、作業環境測定を行ふことを要しない。

附 則（平成二十一年一月二二日政令第三四九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十一年十二月一日

二 第二条中労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条第一号イの改正規定（「百度」を「二百度」に改める部分に限る。） 平成二十一年一月一日

(経過措置)

第二条 事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下、「新令」という。）に該当する物に該当するものについて現に存するものについては、前条ただし

一 第六条第十八条号に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下、「旧令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十三年三月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、同日以後引き続き行うことを見なす。

一 新令第十八条第二十四条号の二に掲げる物 平成二十一年九月三十日までの間は、作業環境測定を行ふことを要しない。

二 新令第十八条第二十八条号の三に掲げる物（旧令第十八条第十号に掲げる物に該当するものを除く。） 平成二十一年九月三十日までの間は、作業環境測定を行ふことを要しない。

三 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前二号に掲げる物を含有するもの

四 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十一年三月三十日までの間は、作業環境測定を行ふことを要しない。

第五条 次に掲げる物のうち、附則第一条第一号に定める日（第一号に該当する物にあっては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用され

ていて「旧改正令」という。）附則第三条第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（百度以上二百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるものに限る。）に該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（百度以上二百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの又は同号ハ若しくはニに該当する物に限る。）に使用されるもの又は同号ハ若しくはニに該当する物に限る。）に使用されるもの又は同号ホ、ト若しくはチに掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるものを除く。）

第六条 旧改正令附則第三条第二号に掲げる物（化学工業の用に供する施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は同号ホ、ト若しくはチに掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるものを除く。）

五 旧改正令附則第三条第四号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は同号イ（1）、（3）若しくは（4）に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるものを除く。）

第六条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものを除く。）に該当する物による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条各号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年一二月二四日政令第二九五号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定（同条第一号イに係る部分を除く。）は、同年一二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次に掲げる物のうち、この政令の施行の日（第二号に該当する物については、前条ただし書に規定する規定の施行の日）において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

一 この政令による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）に該当する物（同号イに該当する物である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるものに限る。）

二 旧改正令附則第三条第四号に掲げる物 平成二十二年三月一日から施行する。

第三条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条 この政令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一月一四日政令第四号）

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第五条から第七条までの規定は、同年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下、「新令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下、「旧令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十三年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八条第九号の十三、第十四号の九、第十四号の十及び第三十号の二に掲げる物 平成二十三年九月三十日までの間は、新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するものに該当するものを除く。）

第四条 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十日までの間は、作業環境測定を行ふことを要しない。

第五条 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）に該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用している間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

<p>第六条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第七条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二十四年一月二十五日政令第一三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十四年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(以下「旧改正令」という)附則第三条各号に掲げる物のうち、この政令の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。</p> <p>第三条 第二条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第三条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第二百八十一号)附則第三条、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十九号)附則第六条、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第二百九十五号)附則第三条及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第四号)附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用についても、前項と同様とする。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第三条 この政令の施行前にした行為並びに前条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二十四年九月二十日政令第二四二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という)第六条第十八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という)第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、平成二十七年十月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。</p> <p>3 事業者は、新令第十九条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するものには、適用しない。</p> <p>4 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場(旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十六年五月三十日までの間は、作業環境測定を行なうことを要しない。</p>

<p>第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二六年一〇月一日政令第三二六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の施行の日(平成二七年六月一日)から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第十四条の二及び第二十四条の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十一月一日)から施行する。</p>	<p>1 (施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第十八条各号に掲げる物(第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条各号に掲げる物に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十九年五月三十日までの間</p>
---	--

二 3 滅酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
4 3 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

二 発火性の物

1 1 金属「リチウム」
2 2 金属「カリウム」
3 3 金属「ナトリウム」

4 4 黄りん

5 5 硫化りん

6 6 赤りん

7 7 セルロイド類

8 8 炭化カルシウム（別名カルバイト）

9 9 りん化石灰

10 10 マグネシウム粉

11 11 アルミニウム粉

12 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉

13 13 亜二チオニ酸ナトリウム（別名ハイドロサルファイト）

三 酸化性の物

1 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類

2 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類

3 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物

4 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類

5 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類

6 6 次亜塩素酸カリウムその他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

1 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化ブロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下三〇度未満の物

2 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下三〇度以上零度未満の物

3 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルペニチル（別名酢酸ノルマルアミル）その他の引火点が零度以上三〇度未満の物

4 4 灯油、軽油、テレビン油、イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）、酢酸その他の引火点が三〇度以上六五度未満の物

5 5 可燃性のガス（水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度二十五度、一気圧において気体である可燃性の物をいう。）の発生を伴う当該装置の検査の業務

別表第二 放射線業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

1 1 エンクス線装置の使用又はエンクス線の発生を伴う当該装置の検査の業務

2 2 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエンクス線をいう。第五号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務

3 3 エンクス線管若しくはケントロンのガス抜き又はエンクス線の発生を伴うこれらの検査の業

務

4 4 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務

5 5 前号に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線によつて汚染された物の取扱いの業務

6 6 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

別表第三 特定化学物質（第六条、第九条の三、第十七条、第十八条の二、第二十二条関係）

一 第一类物質

2 1 1 ジクロルベンジン及びその塩

3 2 2 アルファーナフチルアミン及びその塩

4 3 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）

5 4 4 オルトトリジン及びその塩

6 5 5 ジアニシン及びその塩

7 6 6 ベリリウム及びその化合物

8 7 7 ベンゾトリクロリド

9 8 8 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二类物質

1 1 1 アクリロニトリル

2 2 2 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）

3 3 3 の3 インジウム化合物

4 4 4 の3 エチルベンゼン

5 5 5 エチレンオキシド

6 6 6 塩化ビニル

7 7 7 塩素

8 8 8 の2 オルトトルイジン

9 9 9 オルトフタロジニトリル

1 0 1 0 カドミウム及びその化合物

1 1 1 1 の2 クロム酸及びその塩

1 2 1 2 クロロメチルメチルエーテル

1 3 1 3 の2 五酸化バナジウム

1 4 1 4 の2 コバルト及びその無機化合物

1 5 1 5 の2 コールタール

1 6 1 6 三酸化二アンチモン

1 7 1 7 シアン化水素

1 8 1 8 の2 四塩化炭素

1 9 1 9 の2 一・四ジオキサン

1 9 1 9 の4 一・二ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）

1 9 1 9 の5 三・三・一ジクロロ四・四・一ジアミノジフェニルメタン

1 9 1 9 の3 ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

1 9 1 9 の4 ジメル一二・二ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）

1 9 1 9 の5 一・一ジメチルヒドラジン

2 1	重クロム酸及びその塩
2 2	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
2 2 の 2	スチレン
2 2 の 3	一・一・二・二一テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
2 2 の 4	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
2 2 の 5	トリクロロエチレン
2 3	トリレンジイソシアネート
2 3 の 2	ナフタレン
2 3 の 3	ニツケル化合物（24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。）
2 4	ニツケルカルボニル
2 5	ニトログリコール
2 6	パラジメチルアミノアゾベンゼン
2 7	パラニトロクロルベンゼン
2 7 の 2	硫酸及びその化合物（アルシン及び硫酸ガリウムを除く。）
2 8	堿化水素
2 9	ベーターブロピオラクトン
3 0	ベンゼン
3 1	ペンタクロルエノール（別名P.C.P.）及びそのナトリウム塩
3 1 の 2	ホルムアルデヒド
3 2	マゼンタ
3 3	マンガン及びその化合物
3 3 の 2	メチルイソブチルケトン
3 4	溶接ヒューム
3 4 の 2	溶接ヒューム
3 4 の 3	リフラクトリーセラミックファイバー
3 5	硫化水素
3 6	硫酸ジメチル
3 7	1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
3 8	塩化水素
3 9	硝酸
4 4	二酸化硫黄
5 5	フエノール
6 6	ホスゲン
7 7	一酸化炭素
8 8	硫酸
9 9	1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

別表第四 鉛業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一 鉛の製錬又は精錬を行なう工程における焙燒、焼結、溶鉱又は鉛等若しくは焼結鉱等の取扱いの業務（鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が五〇リットルをこえない作業場における四五〇度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。次号から第七号まで、第十二号及び第十六号において同じ。）

二 鉛又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有するものを除く。）、当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（鉛又は亜鉛の製錬又は精錬を行なう工程において生ずるものに限る。）の取扱いの業務

三	鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、铸造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
四	電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
五	鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、铸造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋸込の業務
六	鉛化合物（酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。）を製造する工程において鉛等の溶融、铸造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煅焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
七	鉛ライングの業務（仕上げの業務を含む。）
八	鉛ライングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、鉛打ち（加熱して行なう鉛打ちに限る。）、加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
九	鉛装置の内部における業務
十	鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務（前号に掲げる業務を除く。）
十一	転写紙を製造する工程における鉛等の粉引き又は粉引の業務
十二	ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、糊薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、鍛込、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務
十三	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務（臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。）
十四	鉛化合物を含有する糊薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なつた物の焼成の業務
十五	鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なつた物の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。）
十六	溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバースの業務
十七	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
十八	前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務（第九号に掲げる業務を除く。）
備考	一 「鉛等」とは、鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の物との混合物（焼結鉱、煙灰、電解スライム及び鉛下さいを除く。）をいう。
四	「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉱等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉砕機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。
三	「鉛合金」とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の一〇パーセント以上含有するものをいう。
四	「含鉛塗料」とは、鉛化合物を含有する塗料をいう。
五	「鉛装置」とは、粉状の鉛等又は焼結鉱等が内部に付着し、又はたい積している炉、煙道、粉砕機、乾燥器、除じん装置その他の装置をいう。
別表第五 四アルキル鉛等業務（第六条、第二十二条関係）	一 四アルキル鉛（四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノツク剤をいう。以下同じ。）を製造する業務（四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。）

二 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。）

三 前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務

五 四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務

六 四アルキル鉛が入つてあるドラムかんその他の容器を取り扱う業務

七 四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務

八 四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

別表第六 酸素欠乏危険場所（第六条、第二十一条関係）

一 次の地層に接し、又は通ずる井戸等（井戸、井筒、たて坑、ずい道、潜函、ピットその他これらに類するものをいう。次号において同じ。）の内部（次号に掲げる場所を除く。）

イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水若しくは湧水がなく、又は少ない部分

ロ 第一鉄塙類又は第一マンガン塙類を含有している地層

ハ メタン、エタン又はブタンを含有する地層

ニ 炭酸水を湧出しており、又は湧出するおそれのある地層

ホ 腐泥層

二 長期間使用されていない井戸等の内部

三 ケーブル、ガス管その他地下に敷設される物を収容するための暗きよ、マンホール又はピットの内部

三の二 雨水、河川の流水又は湧水が滞留しており、又は滞留したことのある槽、暗きよ、マンホール又はピットの内部

三の三 海水が滞留しており、若しくは滞留したことのある熱交換器、管、暗きよ、マンホール、溝若しくはピット（以下この号において「熱交換器等」という。）又は海水を相当期間入れてあり、若しくは入れたことのある熱交換器等の内部

四 相当期間密閉されていた鋼製のボイラ、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部

五 石炭、亜炭、硫化鉄、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部

六 天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部

七 穀物若しくは飼料の貯蔵、果菜の熟成、種子の発芽又はさきのこ類の栽培のために使用しているサイロ、むろ、倉庫、船倉又はピットの内部

八 しようゆ、酒類、もろみ、酵母その他発酵する物を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、むろ又は醸造の内部

九 し尿、腐泥、汚水、バルブ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるボイラ、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部

十 ドライアイスを使用して冷蔵、冷凍又は水セメントのあく抜きを行つている冷蔵庫、冷冻庫、保冷貨車、保冷貨物自動車、船倉又は冷凍コンテナーの内部

十一 ヘリウム、アルゴン、窒素、フロン、炭酸ガスその他不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのあるボイラ、タンク、反応塔、船倉その他の施設の内部

十二 前各号に掲げる場所のほか、厚生労働大臣が定める場所

別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

アセトン
イソブチルアルコール

イソブロピルアルコール
イソベンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）

エチレンギリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
エチレンギリコールモノノルマルブチルエーテル（別名セロソルブアセテート）
エチレンギリコールモノメチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）

オルトジクロルベンゼン
キシレン

エチレンギリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）

オルトジクロルベンゼン
クレゾール

クロルベンゼン

削除

酢酸イソブチル

酢酸イソブチル（別名酢酸イソアミル）

酢酸ノルマループチル

酢酸ノルマループビル

酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）

シクロヘキサン

削除

酢酸メチル

シクロヘキサノン

削除

テトラヒドロフラン

一・二・ジクロルエチレン（別名一塩化アセチレン）

一・一・一トリクロルエタン

削除

二硫化炭素

トルエン

ノルマルヘキサン

一・ブタノール

二・ブタノール

メタノール

メチルエチルケトン

メチルシクロヘキサン

メチルシクロヘキサノン

四十九	ガソリン	ガソリン
五十	コールタールナフサ	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
五十一	石油エーテル	石油エーテル
五十二	石油ナフサ	石油ナフサ
五十三	石油ベンジン	石油ベンジン
五十四	テレビン油	テレビン油
五十五	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)
一	建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)	建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)
二	整地・運搬・積込み用機械	整地・運搬・積込み用機械
三	ブル・ドーザー	ブル・ドーザー
四	モータードレーダー	モータードレーダー
五	トラクター・ショベル	トラクター・ショベル
六	スクリーパー	スクリーパー
七	ドラグ・ショベル	ドラグ・ショベル
八	ドラグライン	ドラグライン
九	クラムシエル	クラムシエル
十	バケット掘削機	バケット掘削機
一一	トレーナー	トレーナー
一二	アースドリル	アースドリル
一三	リバース・サーキュレーション・ドリル	リバース・サーキュレーション・ドリル
一四	せん孔機 (チューイングマシンを有するものに限る。)	せん孔機 (チューイングマシンを有するものに限る。)
一五	アース・オーガー	アース・オーガー
一六	ペーパードレーン・マシン	ペーパードレーン・マシン
一七	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
一八	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
一九	三 基礎工事用機械	三 基礎工事用機械
二〇	くい打機	くい打機
二一	くい抜機	くい抜機
二二	四 締固め用機械	四 締固め用機械
二三	ローラー	ローラー
二四	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
二五	五 解体用機械	五 コンクリート打設用機械
二六	六 解体用機械	六 解体用機械
二七	一 わく組足場用の部材	一 わく組足場用の部材
二八	建わく (簡易わくを含む。)	建わく (簡易わくを含む。)

四十八	ガソリン	ガソリン
四十九	コールタールナフサ	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
五十	石油エーテル	石油エーテル
五十一	石油ナフサ	石油ナフサ
五十二	石油ベンジン	石油ベンジン
五十三	テレビン油	テレビン油
五十四	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)
五十五	前各号に掲げる物のみから成る混合物	前各号に掲げる物のみから成る混合物
一	建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)	建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)
二	整地・運搬・積込み用機械	整地・運搬・積込み用機械
三	ブル・ドーザー	ブル・ドーザー
四	モータードレーダー	モータードレーダー
五	トラクター・ショベル	トラクター・ショベル
六	スクリーパー	スクリーパー
七	ドラグ・ショベル	ドラグ・ショベル
八	ドラグライン	ドラグライン
九	クラムシエル	クラムシエル
十	バケット掘削機	バケット掘削機
一一	トレーナー	トレーナー
一二	アースドリル	アースドリル
一三	リバース・サーキュレーション・ドリル	リバース・サーキュレーション・ドリル
一四	せん孔機 (チューイングマシンを有するものに限る。)	せん孔機 (チューイングマシンを有するものに限る。)
一五	アース・オーガー	アース・オーガー
一六	ペーパードレーン・マシン	ペーパードレーン・マシン
一七	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
一八	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
一九	三 基礎工事用機械	三 基礎工事用機械
二〇	くい打機	くい打機
二一	くい抜機	くい抜機
二二	四 締固め用機械	四 締固め用機械
二三	ローラー	ローラー
二四	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
二五	五 解体用機械	五 コンクリート打設用機械
二六	六 解体用機械	六 解体用機械
二七	一 わく組足場用の部材	一 わく組足場用の部材
二八	建わく (簡易わくを含む。)	建わく (簡易わくを含む。)

四十九	ガソリン	ガソリン
五十	コールタールナフサ	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む。)
五十一	石油エーテル	石油エーテル
五十二	石油ナフサ	石油ナフサ
五十三	石油ベンジン	石油ベンジン
五十四	テレビン油	テレビン油
五十五	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)
一	建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)	建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)
二	整地・運搬・積込み用機械	整地・運搬・積込み用機械
三	ブル・ドーザー	ブル・ドーザー
四	モータードレーダー	モータードレーダー
五	トラクター・ショベル	トラクター・ショベル
六	スクリーパー	スクリーパー
七	ドラグ・ショベル	ドラグ・ショベル
八	ドラグライン	ドラグライン
九	クラムシエル	クラムシエル
十	バケット掘削機	バケット掘削機
一一	トレーナー	トレーナー
一二	アースドリル	アースドリル
一三	リバース・サーキュレーション・ドリル	リバース・サーキュレーション・ドリル
一四	せん孔機 (チューイングマシンを有するものに限る。)	せん孔機 (チューイングマシンを有するものに限る。)
一五	アース・オーガー	アース・オーガー
一六	ペーパードレーン・マシン	ペーパードレーン・マシン
一七	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
一八	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
一九	三 基礎工事用機械	三 基礎工事用機械
二〇	くい打機	くい打機
二一	くい抜機	くい抜機
二二	四 締固め用機械	四 締固め用機械
二三	ローラー	ローラー
二四	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械	1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械
二五	五 解体用機械	五 コンクリート打設用機械
二六	六 解体用機械	六 解体用機械
二七	一 わく組足場用の部材	一 わく組足場用の部材
二八	建わく (簡易わくを含む。)	建わく (簡易わくを含む。)

二十七	亜硫酸水素ナトリウム
二十八	一アリルアルコール
二十九	アリル水銀化合物
三十	アリルノルマルブロピルジスルファイド
三十一	亜りん酸トリメチル
三十二	アルキルアルミニウム化合物
三十三	アルキル水銀化合物
三十四	三アルファーアセトニルベンジル)一四ヒドロキシクマリン(別名ワルファリン)
三十五	アルファ・アルファージクロロトルエン
三十六	アルファーメチルスチレン
三十七	アルミニウム及びその水溶性塩
三十八	アンチモン及びその化合物
三十九	アンモニア
四十	三イソシアナトメチル一三・五・五トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
四十一	イソシアヌ酸メチル
四十二	イソブレン
四十三	N-イソブロピルアニリン
四十四	N-イソブロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(三メチル-四メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)
四十五	イソブロピルアミン
四十六	イソブロピルエーテル
四十七	三-イソブロポキシ-二トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)
四十八	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
四十九	イソホロン
五十	一塩化硫黄
五一	一酸化炭素
五十二	一酸化窒素
五十三	一酸化二窒素
五十四	イットリウム及びその化合物
五十五	イプシロンカブロラクタム
五十六	二イミダゾリジンチオン
五十七	四・四-(四イミノシクロヘキサ)-五ジエニリデンメチルジアニリン塩酸
五十八	塩(別名C.I.ベインシックレッド九)インジウム及びその化合物
五十九	イソインデン
六十	ウレタン
六十一	エタノール
六十二	エタンチオール
六十三	エチリデンノルボルネン
六十四	エチルアミン
六十五	エチルエーテル
六十六	エチルセカンダリーベンチルケトン
六十七	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
六十八	O-Eチル-S-エニルエチルホスホノチオチオナート(別名ホノホス)

六十九	二-エチルヘキサン酸
七十	エチルベンゼン
七十一	エチルメチルケトンペルオキシド
七十二	N-エチルモルホリン
七十三	エチレンの二エチレン
七十四	エチレンオキシド
七十五	エチレンイミン
七十六	エチレンジリコールモノイソプロピルエーテル
七十七	エチレンジリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)
七十八	エチレンジリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)
七十九	エチレンジリコールモノノーノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)
八十	エチレンジリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)
八十一	エチレンジリコールモノメチルエーテルアセテート
八十二	エチレンクロロヒドリン
八十三	エチレンジアミン
八十四	一、一エチレン-二、二-ビペリジニウムジブロミド(別名ジクアット)
八十五	二エトキシ-二-ジメチルエタン
八十六	二-(四エトキシフェニル)-二メチルプロピル=三フエノキシベンジルエーテル(別名エトフエンプロックス)
八十七	エピクロロヒドリン
八十八	二・二-エポキシ-三-イソプロポキシプロパン
八十九	二・三-エポキシ-一-プロパノール
九十	二・三-エポキシ-一-プロパノール
九十一	二・三-エポキシプロピルフェニルエーテル
九十二	エメリ
九十三	エリオナイト
九十四	塩化亜鉛
九十五	塩化アリル
九十六	塩化アンモニウム
九十七	塩化アンモニア
九十八	塩化水素
九十九	塩化チオニル
百	塩化ビニル
百一	塩化ベンジル
百二	塩化ベンゾイル
百三	塩化ホスホリル
百四	塩素
百五	塩素化カソフェン(別名トキサフェン)
百六	塩素化ジフェニルオキシド
百七	黄りん
百八	四・四'-オキシビス(二クロロアニリン)
百九	オキシビス(チオホスホン酸)O-O-O'-テトラエチル(別名スルホテップ)
百十	四・四'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
百十一	オキシビスホスホン酸四ナトリウム
百十二	オクタクロロナフタレン

百十三	一・二・四・五・六・七・八・八—オクタクロロ—一・三・三・四・七・七 ^a —ヘキ
サヒドロ—四—七—メタノ—一H—インデン（別名クロルデン）	百五十五の二—一—クロロ—一—プロパノール
百十四	二—オクタノール
百十五	オクタン
百十六	オゾン
百十七	オメガ—クロロアセトフェノン
百十八	オーラミン
百十九	オルト—アニシン
百二十	オルト—クロロスチレン
百二十一	オルト—クロロトルエン
百二十二	オルトイクリロベンゼン
百二十三	オルト—セカンドリ—ブチルフェノール
百二十四	オルト—ニトロアニソール
百二十五	オルト—フタロジニトリル
百二十六	過酸化水素
百二十七	ガソリン
百二十八	カテコール
百二十九	カドミウム及びその化合物
百三十	カーボンブラック
百三十一	カルシウムシアナミド
百三十五	カリシリジン
百三十六	キシレン
百三十七	銀及びその水溶性化合物
百三十八	クメン
百三十九	グルタルアルデヒド
百四十	クレオソート油
百四十一	クレゾール
百四十二	クロム及びその化合物
百四十三	クロロアセチル クロリド
百四十四	クロロアセトアルデヒド
百四十五	クロロエタン（別名塩化エチル）
百四十六	（別名アトラジン）
百四十七	二—クロロ—四—エチルアミノ—六—イソプロピルアミノ—一—三—五—トリアジン
百四十八	四—クロロ—オルト—フェニレンジアミン
百四十九	二—クロロジフルオロメタン（別名H C F C —一二）
百五十	二—クロロ—六—トリクリロメチルピリジン（別名二トラピリン）
百五十一	二—クロロ—一—二—トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）
百五十二	一—クロロ—一—ニトロプロパン
百五十三	クロロピクリン
百五十四	クロロフェノール
百五十五	二—クロロ—一—三—ブタジエン

百五十五の二—一—クロロ—一—プロパノール	百五十九 クロロペンタフルオロエタン（別名C F C —一一五）
百五十六 二—クロロプロピオン酸	百五六 クロロホルム
百五十七 二—クロロベンジリデンマロノニトリル	百六一 クロロメタン（別名塩化メチル）
百五十八 クロロベンゼン	百六二 四—クロロ—一—メチルアミニン及びその塩酸塩
百五十九 クロロペンタフルオロエタン（別名C F C —一一五）	百六十二 の二 O—一—三—クロロ—四—メチル—一—オキソ—二H—クロメン—一七—イル O,
百六十 クロロホルム	百六十三 クロロメチルメチルエーテル
百六一 クロロメタン（別名塩化メチル）	百六十四 軽油
百六二 クロロペンタフルオロエタン（別名C F C —一一五）	百六十五 の二 結晶質シリカ
百六三 クロロホルム	百六十六 ケテン
百六四 クロロメチルメチルエーテル	百六十七 ゲルマン
百六五 クロロホルム	百六十八 鉛油
百六六 クロロホルム	百六十九 五塙化りん
百六七 クロロホルム	百七十 固形バラフィン
百六八 クロロホルム	百七十一 五酸化バナジウム
百六九 クロロホルム	百七十二 コバルト及びその化合物
百七十 クロロホルム	百七十三 五弗化臭素
百七十一 クロロホルム	百七十四 コールタール
百七十二 クロロホルム	百七十五 コールタールナフサ
百七十三 クロロホルム	百七十六 酢酸
百七十四 クロロホルム	百七十七 酢酸エチル
百七十五 クロロホルム	百七十八 酢酸一・三ジメチルブチル
百七十六 クロロホルム	百七十九 酢酸鉛
百七十七 クロロホルム	百八十一 酢酸ビニル
百七十八 クロロホルム	百八十二 酢酸ブチル
百七十九 クロロホルム	百八十三 酢酸プロピル
百八十 クロロホルム	百八十四 酢酸ベンジル
百八十一 クロロホルム	百八十五 酢酸メチル
百八十二 クロロホルム	百八十六 酢酸ベンジル（別名酢酸アミル）
百八十三 クロロホルム	百八十七 三塙化りん
百八十四 クロロホルム	百八十九 酢化カルシウム
百八十五 クロロホルム	百九十一 酢化亜鉛
百八十六 クロロホルム	百九十二 酢化鉄
百八十七 クロロホルム	百九十三 一—二—酸化ブチレン
百八十八 クロロホルム	百九十四 酢化ブロピレン
百四十九 クロロジフルオロメタン（別名H C F C —一二）	百九十五 酢化メシチル
百五十 二—クロロ—六—トリクリロメチルピリジン（別名二トラピリン）	百九十六 三酸化二ほう素
百五十一 二—クロロ—一—二—トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	百九十七 三臭化ほう素

百九十七の二	三弗化アルミニウム
百九十九	三弗化塩素
二百	次亜塩素酸カルシウム
二百一	ジアセチルベンジン
二百二	ジアセトンアルコール
二百三	ジアゾメタン
二百四	シアナミド
二百五	二シアノアクリル酸エチル
二百六	二シアノアクリル酸メチル
二百七	二・四・一ジアミノアニソール
二百八	四・四・一ジアミノジフェニルエーテル
二百九	四・四・一ジアミノジフェニルスルフィド
二百十	四・四・一ジアミノ三、三、一ジメチルジフェニルメタン
二百十一	二・四・一ジアミノトルエン
二百十二	四アルキル鉛
二百十三	シアノ化カリウム
二百十四	シアノ化カルシウム
二百十五	シアノ化水素
二百十六	シアノ化ナトリウム
二百十七	ジイソブチルケトン
二百十八	ジイソプロピルアミン
二百十九	二-(ジエチルアミノ)エタノール
二百二十	ジエチルアミン
二百二十一	ジエチルケトン
二百二十二	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
二百二十三	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
二百二十四	一・二-ジエチルヒドロジン
二百二十四の二	N・N-ジエチルヒドロキシルアミン
二百四十四の三	ジエチレングリコールモノブチルエーテル
二百二十五	ジエチレントリアミン
二百二十六	四塩化炭素
二百二十七	一・四-ジオキサン
二百二十八	一・四-ジオキサン-一・三-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O-O-O-
O	-テトラエチル(別名ジオキサチオノン)
二百二十九	一・三-ジオキソラン
二百三十	シクロヘキサンオール
一百三十一	シクロヘキサンオノン
一百三十二	シクロヘキサン
一百三十三	シクロヘキシルアミン
一百三十四	二-シクロヘキシリビフェニル
一百三十五	シクロヘキセン
一百三十六	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
一百三十七	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
一百三十八	シクロペンタン
一百三十九	ジクロロアセチレン
二百四十四	ジクロロエタン
二百四十五	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-一二)
二百四十六	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-一一四)
二百四十七	二-二-ジクロロ-一-トリフォルオロエタン(別名HCF-C-一二三)
二百四十八	二-一-ジクロロ-一-ニトロエタン
二百四十九	三-(三・四-ジクロフェニル)-一-ジメチル尿素(別名ジウロン)
二百五十	二・四-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
二百五十一	二・四-ジクロロフェノキシ酢酸
二百五十二	一・四-ジクロロ-二-ブテン
二百五十三	ジクロロフルオロメタン(別名HCF-C-一二)
二百五十四	一・二-ジクロロプロパン
二百五十五	二・二-ジクロロプロピオン酸
二百五十六	一・三-ジクロロプロパン
二百五十七	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
二百五十八	四酸化オスミウム
二百五十九	ジシアノ
二百六十	ジシクロペンタジエニル鉄
二百六十一	ジシクロペンタジエン
二百六十二	二・六-ジ-エターハイドロキシルアミン
二百六十三	一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル
二百六十四	ジチオりん酸O-エチル-O-(四メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)
二百六十五	ジチオりん酸O-O-ジエチル-S-(二-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)
二百六十六	ジチオりん酸O-O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)
二百六十六の二	ジチオりん酸O-O-ジエチル-S-(ターシヤリ-ブチルチオメチル)(別名テルブホス)
(別名マラチオノン)	ジチオりん酸O-O-ジメチル-S-二-ビス(エトキシカルボニル)エチル
二百六十九	ジナトリウムII四-(二-四-ジメチルフェニル)アゾ-二-ヒドロキシ-二-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソーメX)
七-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソーメX)	二-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソーメX)
二百七十	ジナトリウムII八-[三・三-ジメチル-四-[[四-(四-メチルフェニル)スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ-[二,-ビフェニル]-四-イル]アゾ]-
七-ヒドロキシ-二-ナフタレンジスルホナート(別名CIAンジドレンド百十四)	七-ヒドロキシ-二-ナフタレンジスルホナート(別名CIAンジドレンド百十四)
二百七十一	ジナトリウムIII-ヒドロキシ-四-(二-四-五-トリメチルフェニル)アゾ]
一二・七-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソーメR)	一二・七-ナフタレンジスルホナート(別名ポンソーメR)
二百七十二	二-四-ジニトロトルエン
二百七十三	ジニトロベンゼン
二百七十四	二-(ジノルマル-ブチルアミノ)エタノール
二百七十五	ジノルマル-ブロピルケトン
二百七十六	ジニルベンゼン

二百七十七	ジフェニルアミン	三百十八	水酸化セシウム
二百七十九	一・二・ジプロモエタン（別名EDB）	三百十九	水酸化ナトリウム
一百八十一	ジブロモジフルオロメタン	三百二十	水酸化リチウム
一百八十二	ジベンゾイルペルオキシド	三百二十一	水素化ビス（二-メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウム
一百八十三	ジボラン	三百二十二	水素化リチウム
一百八十四	N・N-ジメチルアセトアミド	三百二十三	スチレン
一百八十五	N・N-ジメチルアミニン	三百二十四	ステアリン酸亜鉛
一百八十六	「四-」「四-（ジメチルアミノ）フェニル」「四-「エチル（三-スルホベンジル）アミノ」フェニル」メチリデンシクロヘキサン-「・五-ジエン-「-イリデン」（エチル）（三-スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ベンジルバイオレット四B）	三百二十五	ステアリン酸ナトリウム
一百八十七	ジメチルアミン	三百二十六	ステアリン酸鉛
一百八十八	ジメチルエチルカルバモイル-クロリド	三百二十七	ステアリン酸マグネシウム
一百八十九	ジメチルエトキシシラン	三百二十八	ストリキニーネ
一百九十一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百二十九	石油エーテル
一百九十四	ジメチル-二-二-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）	三百三十	石油ナフサ
一百九十五	ジメチルヒドラジン	三百三十一	石油ベンゼン
一百九十六	ジメチル-二-四-、-ビピリジニウム-ジクロリド（別名パラコート）	三百三十二	セスキ炭酸ナトリウム
一百九十七	ジメチル-四-、-ビピリジニウム-ジクロリド（別名パラコート）	三百三十三	セレン及びその化合物
一百九十八	二-（四・六-ジメチル-「-ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフオニル）安息香酸メチル（別名スルホメチヨロンメチル）	三百三十四	二-ターシャリーブチルイミノ-三-イソプロピル-五-フェニルテトラヒドロ-
一百九十九	N・N-ジメチルホルムアミド	三百三十五	四H-「-・三・五-チアジアジン-「-オ-（別名ブロフェジン）
三百一 ンバー二）	「（-・五-ジメトキシフェニル）アゾ」-二-ナフトール（別名シトラスレッドナ	三百三十六	タリウム及びその水溶性化合物
三百一	ジメチル-二-二-ジクロロビニルホスフェイト（別名メチルパラチオン）	三百三十七	炭化けい素
三百一	ジメチルヒドラジン	三百三十八	タンゲステン及びその水溶性化合物
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百三十九	チオジ（パラ-フエニレン）-ジオキシ-ビス（チオホスホン酸）O-O-O-
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十	O-テトラメチル（別名テメホス）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十一	チオ尿素
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十二	チオフェノール
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十三	チオリん酸O-O-ジエチル-O-（二-イソプロピル-六-メチル-四-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十四	チオリん酸O-O-ジエチル-エチルカルバモイル（別名ジメトン）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十五	チオリん酸O-O-ジエチル-エチルカルバモイル（別名ジメトン）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十六	チオリん酸O-O-ジエチル-O-（三・五・六-トリクロロ-「-ピリジル）（別名クロルピリホス）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十七	チオリん酸O-O-ジエチル-O-「四-（メチルスルフィニル）フェニル」（別名フェンスルホチオン）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十八	チオリん酸O-O-ジエチル-O-（二・四・五-トリクロロフェニル）（別名ロシネル）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百四十九	チオリん酸O-O-ジエチル-O-（三-メチル-四-メチルチオフェニル）（別名フェンチオン）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十	デカボラン
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十一	鉄水溶性塩
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十二	一・四・七・八-テトラアミノアントラキノン（別名ジスペースブルー）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十三	テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十四	人造鉱物繊維
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十五	水銀及びその無機化合物
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十六	水酸化カリウム
三百一	ジメチルカルバモイル-クロリド	三百五十七	水酸化カルシウム

三百五十五	テトラエチルピロホスフエイト（別名TEPP）																					
三百五十六	テトラエトキシシラン																					
三百五十七	一・一・二・二・二・二・テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）																					
三百五十八	N-（一・一・二・二・二・テトラクロロエチルチオ）-一・二・三・六・テトラヒドロフタルイミド（別名キヤブタフル）																					
三百五十九	テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）																					
三百六十	四・五・六・七・テラクロロ-一・三-ジヒドロベンゾ「c」フラン-二-オノン（別名フサライド）																					
三百六十一	テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC-112）																					
三百六十二	二・三・七・八-テトラクロロジベンゾ-一・四-ジオキシン																					
三百六十三	テトラクロロナフタレン																					
三百六十四	テトラナトリウム-三・三-「(三・三-ジメチル-四・四'-ビフェニリレ)ビス(アゾ)」ビス「五-アミノ-四-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート」（別名トリパンブルー）																					
三百六十五	テトラナトリウム-三・三-「(三・三-ジメトキシ-四・四'-ビフェニリレ)ビス(アゾ)」ビス「五-アミノ-四-ヒドロキシ-二・七-ナフタレンジスルホナート」（別名C1ダイレクトブルー十五）																					
三百六十六	テトラニトロメタン																					
三百六十七	テトラヒドロフラン																					
三百六十八	三百六十九	三百七十	三百七十一	三百七十二	三百七十三	三百七十四	三百七十五	三百七十六	三百七十七	三百七十八	三百七十九	三百八十	三百八十一	三百八十二	三百八十三	三百八十四	三百八十五	三百八十六	三百八十七	三百八十八	三百八十九	トキシクロル
三百九十一	一・一・二・二-トリクロロフェノキシ酢酸																					
三百九十二	トリクロロフルオロメタン（別名CFC-11）																					
三百九十三	一・二・三-トリクロロブロパン																					
三百九十四	トリクロロメチルスルフェニル-クロリド																					
三百九十五	N-（トリクロロメチルチオ）-一・二・三・六・テトラヒドロフタルイミド（別名キヤブタン）																					
三百九十六	トリシクロヘキシル-ヒドロキシド																					
三百九十七	一・三・五-トリス(二・三-エポキシプロピル)-一・三・五-トリアジン-二・四・六(=H・三H・五H)-トリオノン																					
三百九十八	トリス(N-N-ジメチルジチオカルバメート)鉄（別名ファーバム）																					
三百九十九	トリニトロトルエン																					
四百	トリフエニルアミン																					
四百一	トリブロモメタン																					
四百二	二-トリメチルアセチル-三-インダンジオン																					
四百三	トリメチルベンゼン																					
四百四	トリブロモメタン																					
四百五	トリレンジイソシアネート																					
四百六	トルイジン																					
四百七	トルエン																					
四百八	ナフタレン																					
四百九	一-ナフチルチオ尿素																					
四百十	一-ナフチル-N-メチルカルバメート（別名カルバリル）																					
四百十一	鉛及びその無機化合物																					
四百十二	二亜硫酸ナトリウム																					
四百十三	ニコチン																					
四百十四	二酸化硫黄																					
四百十五	二酸化塩素																					
四百十六	ニッケル及びその化合物																					
四百十七	二硝酸プロピレン																					
四百十八	ニトリロ三酢酸																					
四百十九	五一ニトロアセナフテン																					
四百二十	ニトロエタン																					
四百二十一	ニトログリコール																					
四百二十二	ニトロセルローズ																					
四百二十三	ニトロセルロース																					
四百二十四	N-ニトロソモルホリン																					
四百二十五	ニトロトルエン																					
四百二十六	ニトロプロパン																					
四百二十七	ニトロベンゼン																					
四百二十八	ニトロメタン																					
四百二十九	乳酸ノルマル-ブチル																					
四百三十	ノルマル-ブチルエチルケトン																					
四百三十一	二硫化炭素																					
四百三十二	ノナン																					
四百三十三	ノルマル-ブチルアミン																					
四百三十四	ノルマル-ブチルエチルケトン																					
四百三十五	ノルマル-ブチル-二・三-エポキシプロピルエーテル																					
四百三十六	N-「-」(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-H-ベンゾイミダゾリル																					
T	カルバミン酸メチル（別名ベノミル）																					

三百九十四	一・二・四-トリクロロベンゼン
三百九十五	トリクロロメチルスルフェニル-クロリド
三百九十六	N-（トリクロロメチルチオ）-一・二・三・六・テトラヒドロフタルイミド（別名キヤブタン）
三百九十七	トリシクロヘキシル-ヒドロキシド
三百九十八	トリス(N-N-ジメチルジチオカルバメート)鉄（別名ファーバム）
三百九十九	トリニトロトルエン
四百	トリフエニルアミン
四百一	トリブロモメタン
四百二	二-トリメチルアセチル-三-インダンジオン
四百三	トリメチルベンゼン
四百四	トリブロモメタン
四百五	トリレンジイソシアネート
四百六	トルイジン
四百七	トルエン
四百八	ナフタレン
四百九	一-ナフチルチオ尿素
四百十	一-ナフチル-N-メチルカルバメート（別名カルバリル）
四百十一	鉛及びその無機化合物
四百十二	二亜硫酸ナトリウム
四百十三	ニコチン
四百十四	二酸化硫黄
四百十五	二酸化塩素
四百十六	ニッケル及びその化合物
四百十七	二硝酸プロピレン
四百十八	ニトリロ三酢酸
四百十九	五一ニトロアセナフテン
四百二十	ニトロエタン
四百二十一	ニトログリコール
四百二十二	ニトロセルローズ
四百二十三	ニトロセルロース
四百二十四	N-ニトロソモルホリン
四百二十五	ニトロトルエン
四百二十六	ニトロプロパン
四百二十七	ニトロベンゼン
四百二十八	ニトロメタン
四百二十九	乳酸ノルマル-ブチル
四百三十	ノルマル-ブチルエチルケトン
四百三十一	二硫化炭素
四百三十二	ノナン
四百三十三	ノルマル-ブチルアミン
四百三十四	ノルマル-ブチルエチルケトン
四百三十五	ノルマル-ブチル-二・三-エポキシプロピルエーテル
四百三十六	N-「-」(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-H-ベンゾイミダゾリル
T	カルバミン酸メチル（別名ベノミル）

四百三十七	白金及びその水溶性塩
四百三十八	ハフニウム及びその化合物
四百三十九	バラーアニシジン
四百四十一	パラーカロロベンゼン
四百四十二	パラーゼミナルアミノアゾベンゼン
四百四十三	パラーターシヤリーブチルトルエン
四百四十四	パラニトロアニリン
四百四十五	パラニトロカロロベンゼン
四百四十六	パラフェニルアゾアニリン
四百四十七	パラベニズキノン
四百四十八	パラメトキシフェノール
四百四十九	バリウム及びその水溶性化合物
四百五十	ピクリン酸
四百五十一	ビス(2・3-エポキシプロピル)エーテル
四百五十二	1・3-ビス[2・3-エポキシプロピル]オキシベンゼン
四百五十三	ビス(2-クロロエチル)エーテル
四百五十四	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスター-ドガス)
四百五十五	N・N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド
四百五十六	ビス(ジチオリン酸)S-S-メチレン-O-O-O-
四百五十七	(別名エチオノン)ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル
四百五十八	硫酸及びその化合物
四百五十九	ヒドラジン
四百六十	ヒドラジン-1-水和物
四百六十一	ヒドロキノン
四百六十二	4-ビニル-1-シクロヘキセン
四百六十三	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド
四百六十四	4-ビニルトルエン
四百六十五	4-ビニルエニル
四百六十六	ビペラジン-2-塩酸塩
四百六十七	ビリジン
四百六十八	ビレトラム
四百六十九	4-エニルオキシラン
四百七十	フェニルヒドラジン
四百七十一	フェニルホスフイン
四百七十二	フェニレンジアミン
四百七十三	フェノチアジン
四百七十四	フェノール
四百七十五	フェロバナジウム
四百七十六	1・3-ブタジエン
四百七十七	ブタノール
四百七十八	タル酸ジエチル
四百七十九	タル酸ジノルマル-ブチル
四百八十九	タル酸ジメチル
四百八十八	二-ブテナール
四百八十九	フルフラール
四百九十八	フルオロ酢酸ナトリウム
四百九十九	フルオロ酢酸
四百九十九	二-ブロピオン酸
四百九十九	二-ブロピオノンアルデヒド
四百九十九	フルフリカルコール
四百九十九	一-三-ブロバンスルトン
四百九十九	ブロピレン
四百九十九	ブロピレンイミン
四百九十九	ブロピレングリコールモノメチルエーテル
四百九十九	ブロピオノン
四百九十九	ブロピオノン酸
四百九十九	ブロモエチレン
四百九十九	ブロモエチル
五百一	ブロモクロロメタン
五百一	ブロモジクロロメタン
五百二	五-ブロモ-1-セカンダリーブチル-6-メチル-1-二-三-四-テトラヒドロピリミジン-2-4-ジオノン(別名ブロマシル)
五百三	ブロモトリフルオロメタン
五百三	ブロモクロロメタン
五百四	二-ブロモプロパン
五百五	ヘキサクロロエタン
五百六	ヘキサクロロエタン
五百七	ヘキサクロロエタン
五百八	ヘキサクロロシクロヘキサン(別名リンドン)
五百九	ヘキサクロロシクロヘキサン
五百十	ヘキサクロロナフタレン
五百十一	ヘキサクロロナフタレン
五百十二	二-三-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)
五百十三	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエビンオキサイド(別名ベンゾエキソ-1-エンドンド-5-8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン))
五百十四	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百十五	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百十六	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百十七	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百十八	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百十九	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百二十	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百二十一	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百二十二	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン
五百二十三	ヘキサクロロヘキサヒドロナフタレン

四百八十一 フタル酸ビス(2-エチルヘキシリ)(別名DEHP)

四百八十二 ブタン
四百八十二の二 二・三-ブタンジオン(別名ジアセチル)

四百八十三 一-ブタンチオール

四百八十四 弗化カルボニル

四百八十五 弗化ビニリデン

四百八十六 弗化ビニル

四百八十七 弗素及びその水溶性無機化合物

四百八十八 弗化ビニリデン

四百八十九 弗化ビニルボニル

四百九十八 弗化ビニル

四百九十九 弗化ビニル

五百四十四	ヘキサクロロベンゼン	五百五十三	無水酢酸
五百四十五	ヘキサヒドロ一一・三・五―トリニアードロ――・三・五―トリアジン(別名シクロナイ	五百五十四	無水フタル酸
ト)		五百五十五	メターキシリレンジアミン
五百四十六	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百五十六	メタクリル酸
の二	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百五十七	メタクrylic acid
五百四十六	ヘキサフルオロプロパン	五百五十八	メタクリロニトリル
の三	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百五十九	メタジシアノベンゼン
五百四十七	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	五百六十	メタノール
五百四十八	ヘキサメチレンジアミン	五百六十一	メタансルホン酸エチル
五百四十九	ヘキサメチレンジアミン	五百六十二	メタансルホン酸メチル
五百五十	ヘキサメチレンジイソシアネート	五百六十三	メチラール
ト)	ヘキサン	五百六十四	メチルアセチレン
五百五十一	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百六十五	N―メチルアニリン
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百六十六	二・二'―[[四―(メチルアミノ)―三―ニトロフェニル]アミノ]ジエタノ
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	ル(別名H Cブルーナンバー)	五百六十七	メチルカルバミン酸エチル(別名クルホメート)
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百六十八	メチルアミン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	ル)	五百六十九	メチルイソブチルケトン
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百七十	メチルエチルケトン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	ペントタクロロニアド	五百七十一	N―メチルカルバミン酸二―イソブロピルオキシフェニル(別名プロボキスル)
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百七十二	N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ一二・二―ジメチル一七―ベンゾ
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔b〕	〔b〕	〔b〕
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百七十三	メチルカルボフラン(別名カルボフラン)
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百七十四	メチルカルバミン酸二セカンダリ―ブチルフェニル(別名フェノブカルブ)
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百七十五	メチルシクロヘキサン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百七十六	メチルシクロヘキサン
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百七十七	二―メチルシクロベンタジエニルトリカルボニルマンガン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百七十八	二―メチル一四・六―ジニトロフェノール
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百七十九	二―メチル一三・五―ジニトロベンズアミド(別名ジニトルミド)
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百八十一	メチルカルバミン酸エチルエテル(別名M T B E)
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百八十二	メチルカルバミン酸エチルエテル(別名ジニトルミド)
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百八十二	二―メチル一四-(二トристリルアゾ)アニリン
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百八十二	二―メチルシクロヘキサン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百八十三	二―メチル一五ニトロアニリン
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百八十四	二―メチル一ニトロアントラキノン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百八十五	メチルカルバミン酸エチル
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百八十六	メチルカルバミン酸エチル
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百八十七	メチルカルバミン酸エチル
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百八十八	メチルビニルケトン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百八十九	メチルビニルケトン
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十九	二-(二メチルフェニル)アゾ
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十九	一-(二メチルフェニル)アゾ
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十一	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十一	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十二	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十三	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十四	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十五	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十六	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十七	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十八	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十九	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十九	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ	〔a〕	五百九十九	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム
リット及び	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム	五百九十九	ヘキサフルオロアルミニ酸三ナトリウム

五百九十二	四・メチル-二-ペンタノール
五百九十三	二-メチル-二-四-ペントンジオール
五百九十四	二-メチル-N-[三]-(一-メチルエトキシ)フェニルベンズアミド(別名メソミル)
五百九十五	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)
五百九十六	メチルメルカブタン
五百九十七	メチレンビス(四・一シクロヘキシレン)ジイソシアネート
五百九十八	メチレンビス(四・一シクロヘキシレン)ジイソシアネート(別名MDI)
五百九十九	メチレンビス(四・一フェニレン)ジイソシアネート(別名MDI)
六百一	二-メトキシ-五-メチルアニリン
六百二	一-(二-メトキシ-二-メチルエトキシ)-二-プロパン
六百三	六百一の二-二-メトキシ-二-メチルブタン(別名ターシャリーアミルメチルエーテル)
六百四	モリブデン及びその化合物
六百五	モルホリン
六百六	削除
六百七	沃素及びその化合物
六百八	ヨードホルム
六百九	六百七の二-硫化カルボニル
六百十	六百八-硫化水素
六百十一	六百九-硫酸ナトリウム
六百十二	六百十-硫化りん
六百十三	六百十一-硫酸
六百十四	六百十二-硫酸ナトリウム
六百十五	六百十三-硫酸ジメチル
六百十六	六百十四-硫酸ジイソプロピル
六百十七	六百十五-硫酸ジメチル
六百十八	六百十六-硫酸化水素
六百十九	六百十七-りん酸
六百二十	六百十八-りん酸ジ-ノルマル-ブチル
六百二十一	六百十九-りん酸ジ-ノルマル-ブチル
六百二十二	六百二十-りん酸-二-ジブロモ-二-ジクロロエチル
六百二十四	六百二十一-りん酸ジメチル(E)-N-(N-ジメチルカルバモイル)-N-ジメチルカルバモイル
六百二十五	六百二十四-イール(別名ジクロトホス)
六百二十六	六百二十五-りん酸ジメチル(E)-N-(N-メチルカルバモイル)-N-メチルカルバモイル
六百二十七	六百二十六-イール(別名モノクロトホス)
六百二十八	六百二十七-りん酸ジメチル(E)-N-(N-メチルカルバモイル)-N-メチルカルバモイル
六百二十九	六百二十八-りん酸トリ-フェニル
六百三十	六百二十九-レゾルシノール
六百三十一	六百三十-ロジウム及びその化合物

六百三十二 ロジン
六百三十三 ロテノン